

青森市地域福祉計画について

1 計画の概要

策定趣旨

地域福祉を取り巻く環境の変化や、それに伴う本市の課題等も踏まえ、今後、ますます人口減少・少子高齢化が進展する中であっても、地域住民が共に支え合い、助け合いながら、市民誰もが住み慣れた地域において安心して安全に暮らすことができる地域福祉社会の実現を目指すため、「青森市地域福祉計画」を策定。

位置付け

社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、「青森市新総合計画後期基本計画」の分野別計画（令和元年度より分野別計画の名称は個別計画に変更）として策定。

計画期間

平成 28 年度から令和 2 年度まで（5 年間）

2 現計画の取り扱いについて

新たな市総合計画である「青森市総合計画前期基本計画」を策定した（計画期間は令和元年度～令和 5 年度までの 5 年間）ことから、青森市地域福祉計画について、本計画と関連する個別計画である「青森市子ども総合プラン」及び「青森市障がい者総合プラン」との整合も図りながら、令和 2 年度までに新たな計画の策定、または、計画期間の延長について検討を進めていく。

計画の名称		2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
					R 元	R2	R3	R4	R5	
青森市新総合計画後期基本計画（旧）		→								
青森市総合計画前期基本計画（新）					→					
個別 計画	青森市地域福祉計画	現計画期間					3 年間の新計画策定 または 3 年間の期間延長			
	青森市子ども総合プラン									
	青森市障がい者総合プラン									